

<定款変更及び基準日設定につき通知公告>

定款変更及び基準日設定につき通知公告

当社は、平成 22 年 3 月 26 日開催の臨時株主総会において、現在の普通株式を全部取得条項付種類株式と変更し、当該株式につき当社がその全部を株主総会の決議により取得することができる旨の定款変更の決議及びその取得する旨の決議を致しました。さらに、同日開催いたしました普通株主様による臨時種類株主総会及び第二種優先株主様による臨時種類株主総会においても、現在の普通株式を全部取得条項付種類株式と変更し、当該株式につき当社がその全部を株主総会の決議により取得することができる旨の定款変更の決議を致しました。この定款変更に反対し株式買取請求権を行使される株主は、この定款変更の効力発生日である平成 22 年 5 月 1 日の 20 日前の日から効力発生日の前日までにその旨をお申し出下さい。

なお、平成 22 年 4 月 30 日を基準日と定め、同日の株主名簿上の株主に対して全部取得条項付種類株式を取得することと定めましたので公告します。

平成 22 年 3 月 27 日

東京都港区西新橋三丁目 23 番 5 号
日本貨物航空株式会社
代表取締役社長 石田忠正